

1 社会の状況

(1) 人口減少・少子高齢化

我が国の人口は、国勢調査が開始された大正9年（1920年）から平成22年（2010年）まで増加を続けましたが、平成27年（2015年）には減少に転じ、人口減少社会に突入しました。

本県の人口は、国勢調査の開始から令和2年（2020年）まで一貫して増加してきました。近年の人口変動の状況は、平成24年（2012年）に死亡者数が出生者数を上回る自然減に転じましたが、転入者が転出者を上回る社会増の影響で人口は緩やかな増加を続けました。

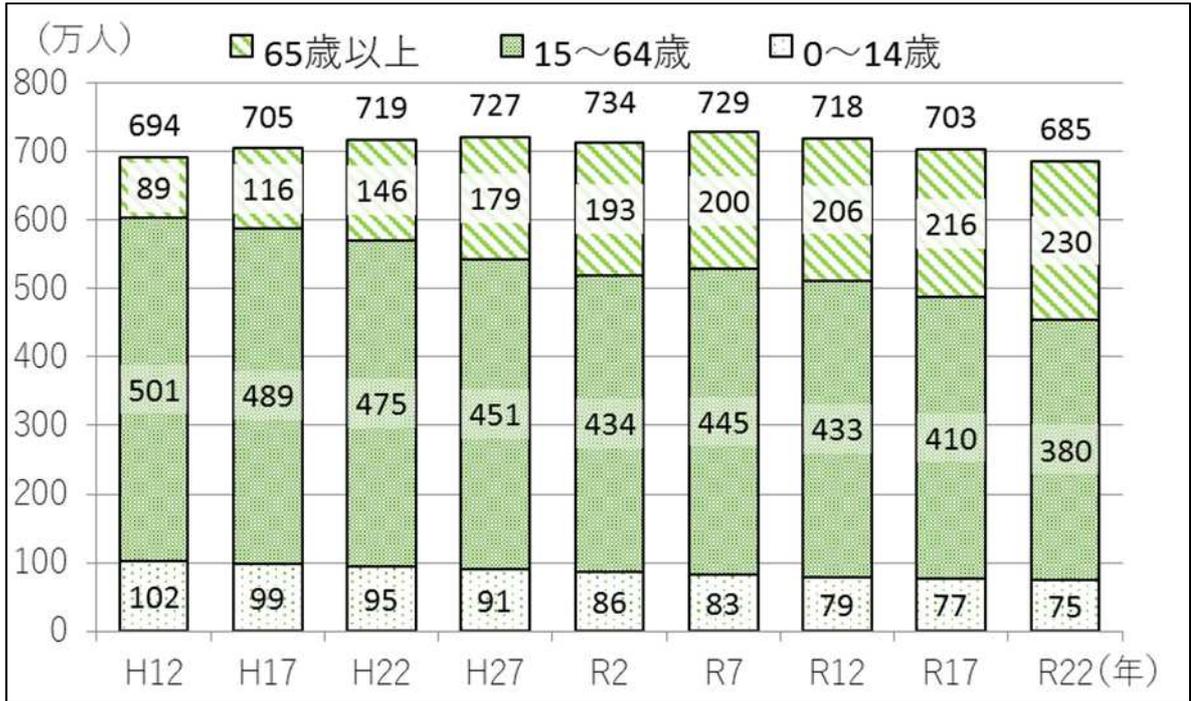
しかし、令和3年（2021年）10月時点の人口推計で、自然減が社会増を上回り、初めて人口減少に転じています。

今後も人口減少の傾向は続き、令和12年（2030年）には約720万人となり、令和22年（2040年）には700万人を下回ることが予想されます。

また、本県の65歳以上の高齢者は、令和12年（2030年）には約206万人、令和22年（2040年）には約230万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

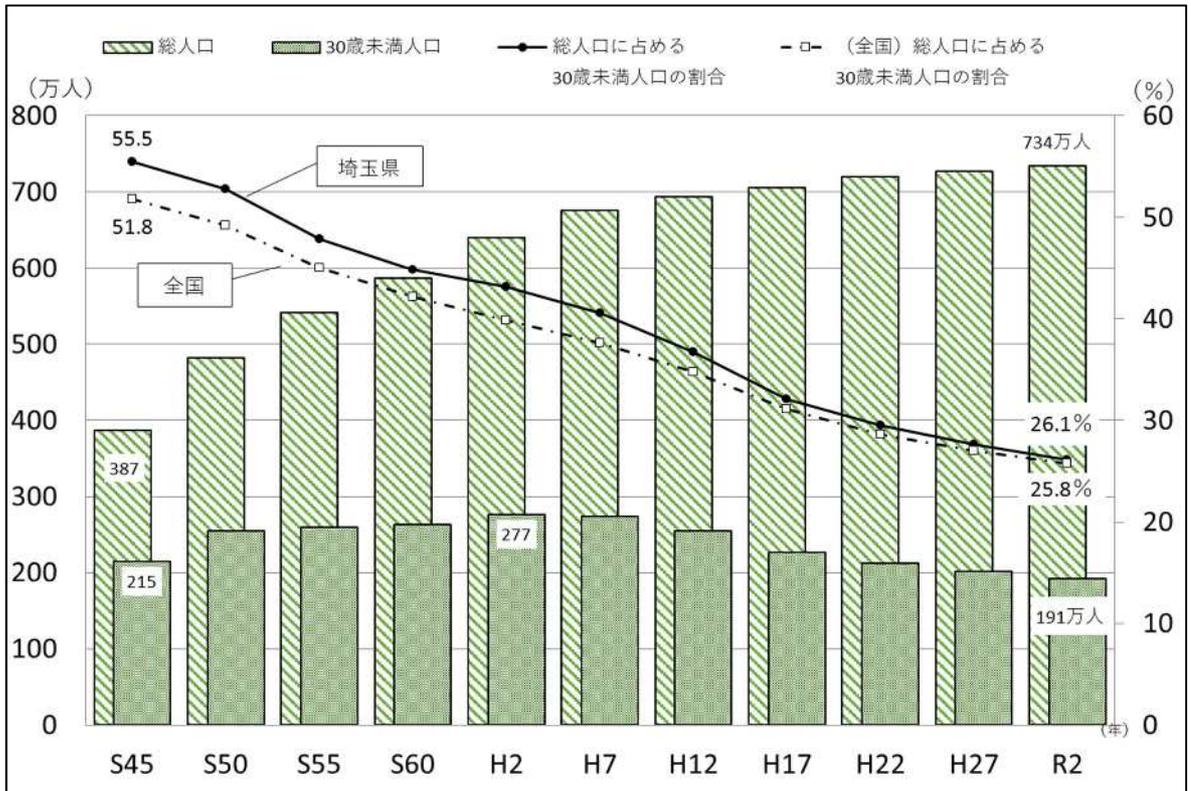
一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年（2000年）の約501万人をピークに減少が続き、令和12年（2030年）には約433万人、令和22年（2040年）には約380万人まで減少する見通しです。本県の人口に占める生産年齢人口の割合が約55%まで低下し、現役世代1人が高齢者1人を支える「肩車型社会」に迫ることが予測されています。

(図表 1) 本県の将来人口の見通し (年齢3区分別)



出典：令和2年までは国勢調査（総務省）、令和7年以降は埼玉県推計
 （国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない。なお、端数処理の関係で年齢3区分の合計と人口総数が一致しない場合もある。）

(図表 2) 本県の総人口及び30歳未満人口の推移



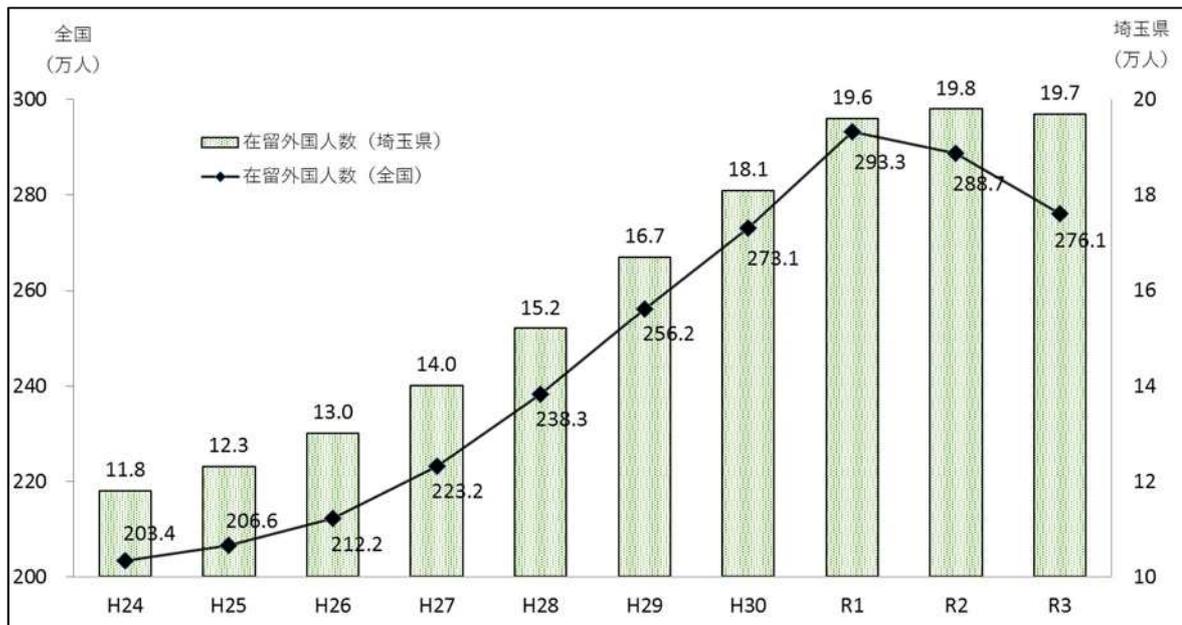
出典：国勢調査（総務省）

(2) グローバル化の進展

本県における令和3年末（2021年末）の在留外国人数は、約19万7,000人となり、県人口に占める割合は約2.7%となっています。

グローバル化や生産年齢人口の減少等に伴い、外国人労働者やその家族である子供・若者等が増加しており、その就業や生活への支援、職域や生活の場における共生、協働等が課題となっています。

(図表3) 本県の在留外国人数（各年12月末時点）



出典：在留外国人統計（出入国在留管理庁）

(3) 雇用情勢の変化

本県の有効求人倍率は、平成20年（2008年）に発生したリーマンショック⁸後から平成30年度（2018年度）にかけて上昇を続け、雇用情勢は着実に改善が進んでいました。

しかし、令和2年（2020年）に入ると新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動は停滞し、県内の有効求人倍率は低下するとともに、完全失業率⁹は上昇し、完全失業者数も増加しました。こうした中、全国より高いものの下降傾向にあった県内の大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合も、上昇しました。

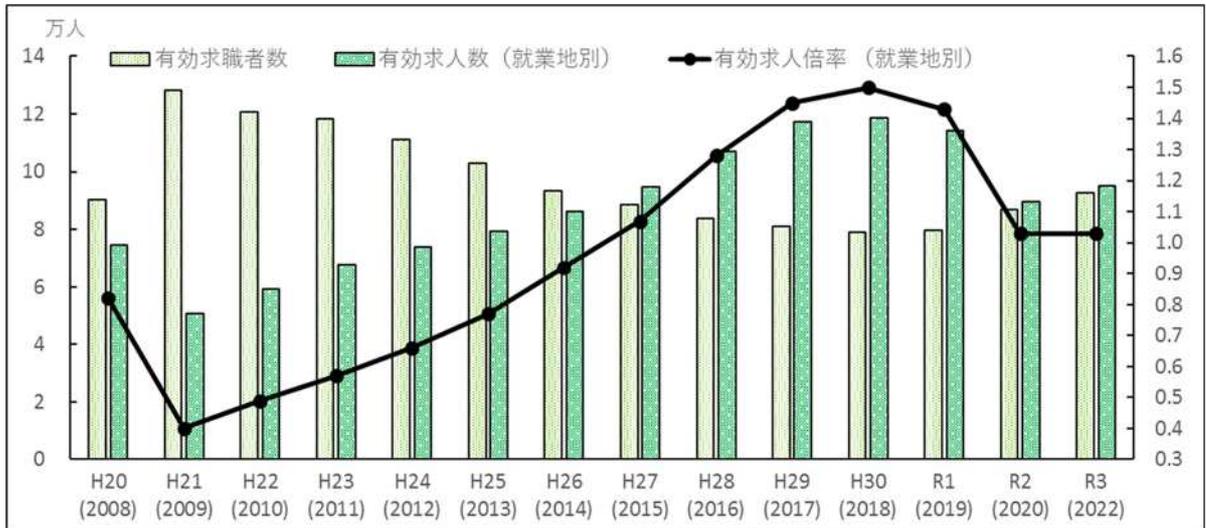
このほか、若者の就業をめぐるっては、不本意ながら非正規雇用者でいる者や長期

⁸ 平成20年(2008年)9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。

⁹ 総務省の労働力調査による、15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた労働力人口に占める完全失業者の割合。完全失業者とは、次の3つの条件を満たす者をいう。①仕事がなく調査期間中に全く仕事をしなかった(就業者でない)②仕事があればすぐに就くことができる③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)

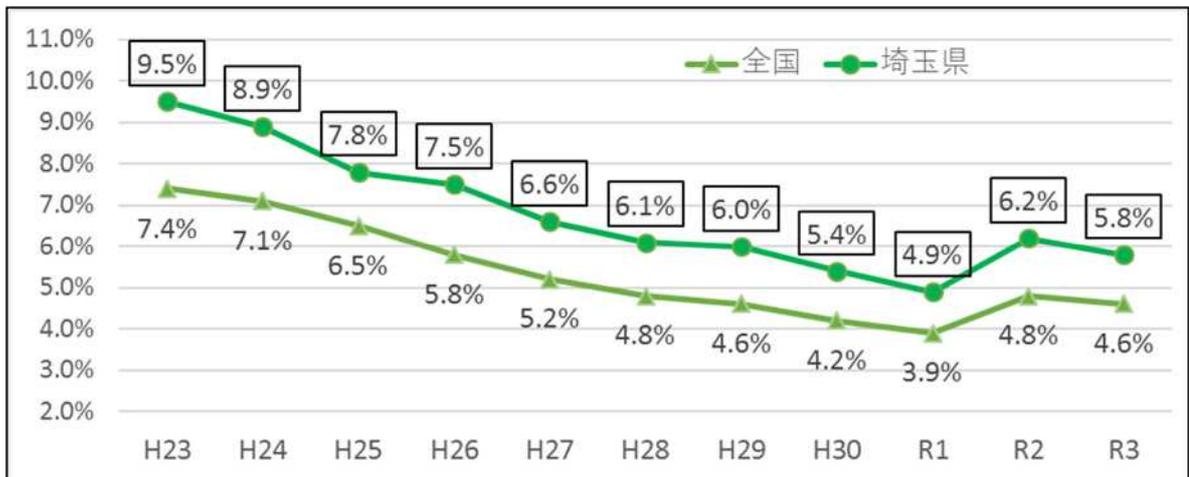
間就業等をしていない者の存在などの課題もあることから、安心・納得して働き、その意欲や能力を存分に発揮できるようにするための取組が求められています。

(図表 4) 本県の求人・求職及び求人倍率の推移



出典：求人・求職及び求人倍率の推移（埼玉労働局）

(図表 5) 本県の大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合



出典：学校基本調査

(4) 生命・安全の危機

令和3年（2021年）の15歳から39歳までの死因の第1位を占め、コロナ禍¹⁰の影響も懸念される自殺は極めて重大な問題です。

激甚災害や感染症が発生するとともに、児童虐待、性被害等の事件、事故が日々報道されており、いつ、どこにいても生命・安全の危機に直面しうる状況の中、子供・若者の生命・安全確保の徹底に向けた取組が求められています。

¹⁰ 新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況。

(図表6) 本県の死因順位別・年齢階級別死亡数(令和3年(2021年))

(単位:人)

年齢階級	1位		2位		3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
15～19歳	自殺	38	悪性新生物	6	不慮の事故	6
20～24歳	自殺	87	不慮の事故	13	悪性新生物	11
25～29歳	自殺	60	悪性新生物	9	不慮の事故	9
30～34歳	自殺	58	悪性新生物	34	心疾患 (高血圧性を除く)	15
35～39歳	自殺	64	悪性新生物	53	心疾患 (高血圧性を除く)	21
40～44歳	悪性新生物	125	自殺	91	心疾患 (高血圧性を除く)	61
45～49歳	悪性新生物	306	心疾患 (高血圧性を除く)	134	自殺	103

出典:人口動態統計(厚生労働省)

(5) 孤独・孤立の顕在化

核家族化や地域のつながりの希薄化、更にはコロナ禍の影響等により、子供・若者についても孤独・孤立の問題の顕在化が指摘されています。

孤独・孤立に関して子供・若者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様です。

自殺やひきこもり等、様々な社会問題に共通する背景として、孤独・孤立の問題が指摘されており、この点を念頭においた適切な対応が求められます。

(6) 誰一人取り残すことのない社会づくり

SDGs¹¹(持続可能な開発目標)は、2030年(令和12年)までに、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を目指す国際目標です。17のゴールはどれも、未来を生きる子供・若者に深く関係し、子供・若者自身もSDGs推進の担い手としても期待されることから、各ゴールを意識した施策の推進が求められます。

また、長期化するコロナ禍の影響などにより、家庭間における学力や健康等に係る格差の拡大が懸念されています。家庭の社会的・経済的背景にかかわらず、子供・

¹¹ Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

若者が、質の高い教育や医療等を受けつつ心身ともに健やかに成長できるよう取り組んでいくことが求められています。

(7) 多様性と包摂性のある社会の形成

人々の意識や興味・関心、生き方・働き方等が多様化し、グローバル化が進展する一方で、「みんなと同じでなくてはならない」という同調圧力が社会に根強く存在していることから、様々な生きづらさや息苦しさを生じさせているとの指摘もあります。

LGBTQ¹² (性的マイノリティ¹³を表す総称として表記) や外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じており、思想・信条、人種、国籍、性別、性的指向¹⁴・性自認¹⁵、心身の状況等、個々の違いを認め、尊重しつつ協働していくこと、つまり、多様性と包摂性ある社会の形成に向け、子供・若者期からの取組が求められています。

(8) リアルな体験とデジタルトランスフォーメーション (DX)¹⁶の両面展開

急速なスマートフォンの普及、新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化等により、子供・若者にとって情報通信環境 (インターネット空間) の存在はより大きなものとなっています。

インターネットを活用することで、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等を乗り越え、必要な知識やスキルを身に付けたり、世界の人々とコミュニケーションをとったりすることが容易となります。特に、外出自粛を余儀なくされたコロナ禍では、インターネット利用の利点が強く認識されました。

このような中、社会全体において、デジタル技術の徹底的な活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、そこに新しい価値を生み出す変革、すなわちデジタルトランスフォーメーション (DX) が求められています。

子供・若者育成支援においても、デジタル技術やデータの活用を図り、多様化・複雑化する子供・若者の個々の状況に応じた、きめ細やかな支援につなげていくとともに、リアルな体験を併せて充実し、リアルとバーチャルの両面を最適な形に組み合わせ、次代を担う子供・若者をバランスよく育成していくことが求められます。

¹² レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)、クエスチョニング (性のあり方を決めていない、決められない等の人) など、性的マイノリティを表す総称の一つ。

¹³ 同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。

¹⁴ 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向。

¹⁵ 自己の性別についての認識。

¹⁶ デジタル (Digital) と変革を意味するトランスフォーメーション (Transformation) により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

(9) 成年年齢引下げ等への円滑な対応

平成27年（2015年）には選挙権年齢が18歳へと引き下げられ、令和4年（2022年）には、成年年齢が18歳へと引き下げられました。

これらの制度改正によって期待される自立した活動の促進等の効果を最大限にし、消費者被害の発生等の懸念される影響を最小限にとどめられるよう、広報啓発や家庭、学校、地域における教育等、円滑な対応が求められます。

2 子供・若者の意識と取り巻く状況

(1) 家庭について

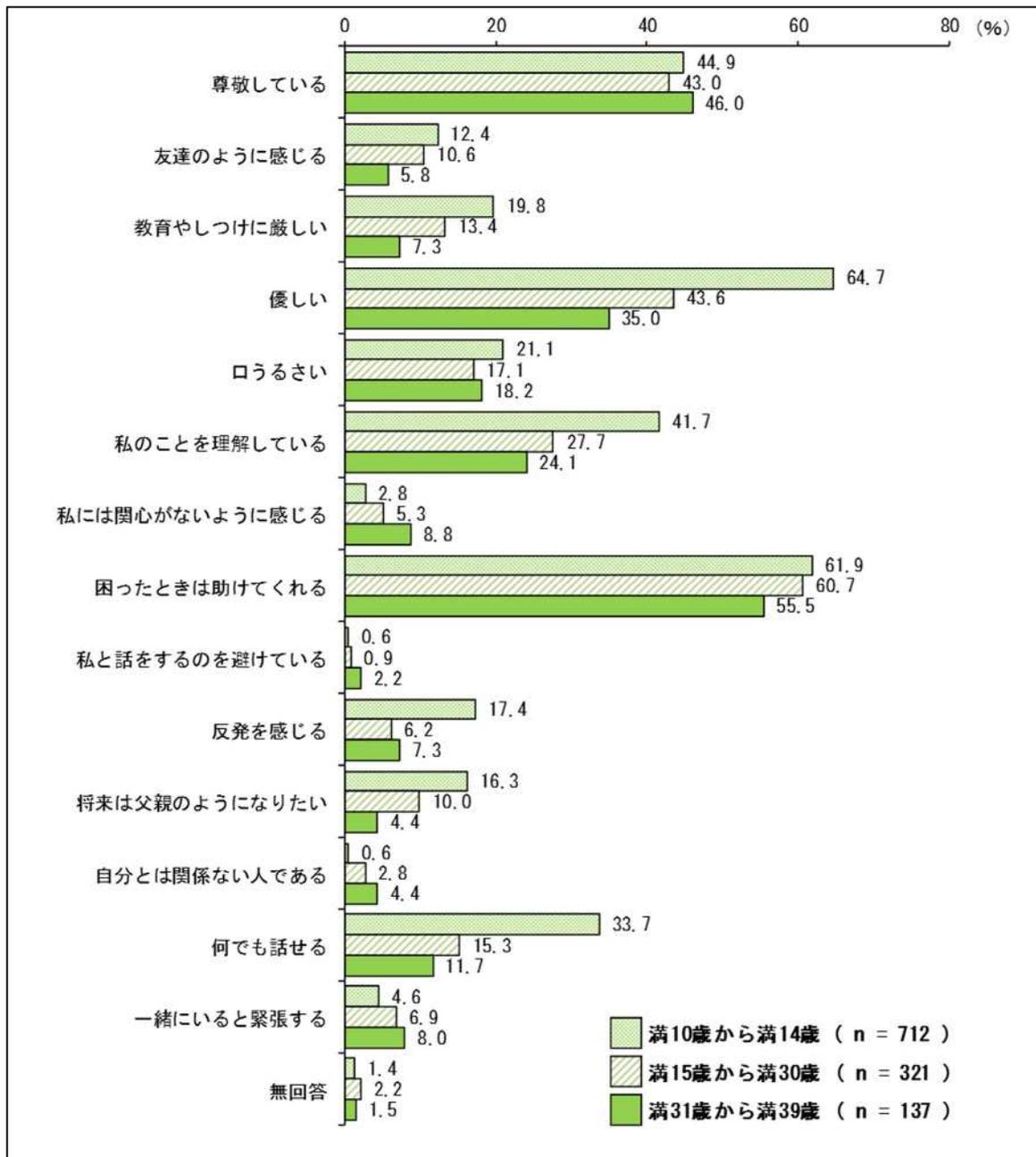
令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、「父親」や「母親」に対して感じていることについて、いずれの年齢でも「困ったときは助けてくれる」及び「尊敬している」が高く、かつ年齢間の差が小さくなっています。

「父親」と「母親」に対して感じていることを比較すると、全体的に「母親」に対しての感じ方が高くなっており、特に「私のことを理解している」「困ったときは助けてくれる」「何でも話せる」については顕著な傾向がありました。

成長途上にある子供・若者にとって、家庭は、文字どおり「ホームグラウンド」であり、家庭の役割は極めて大きいものがあります。家庭は、子供・若者を育む基盤であり、父母その他の保護者（以下「父母等」という。）は、子育て・教育に第一義的責任があります。

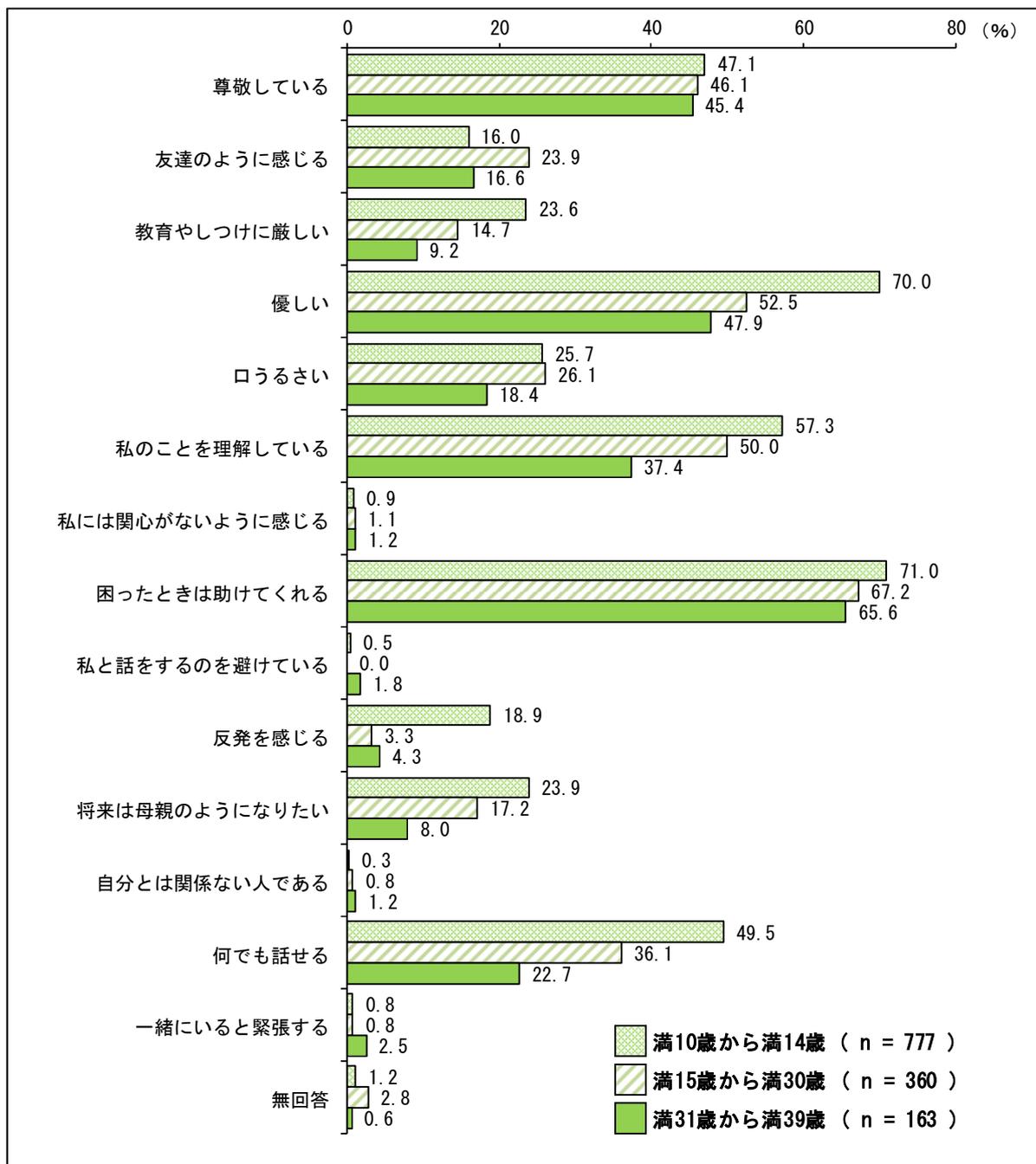
一方、本県は核家族の割合が高く、子育て中の夫婦が自分たちの親からの支援を受けにくい状況にあり、子育ての負担感・孤立感を深めやすい状況になるなどの課題が生じています。父母等の個人や家族にのみ子育て・教育の責任を負わせるのではなく、子供・若者が心身ともに健やかに育成されるよう、社会全体、地域全体で父母等や家庭を支えていくことが求められています。

(図表7) 「父親について」感じていること



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

(図表8) 「母親について」感じていること



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

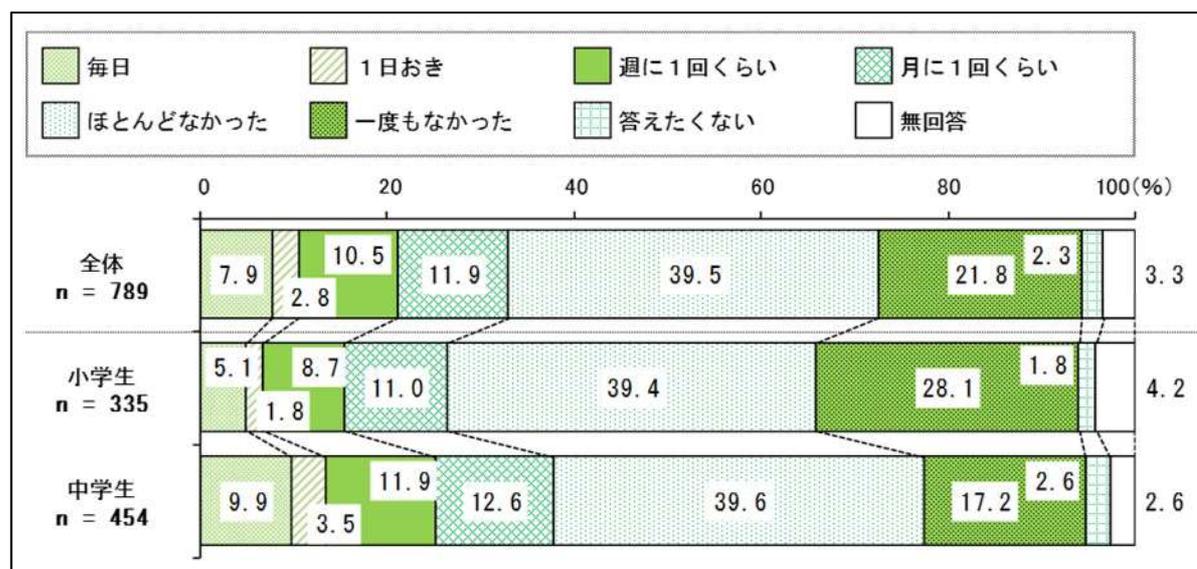
(2) 学校について

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、満10歳から満14歳までの子供が「学校に行きたくない」と思った頻度について、「ほとんどなかった」と「一度もなかった」の合計が60%を超え、「毎日」「1日おき」「週に1回くらい」の合計は21.2%となりました。

学校は、子供・若者にとって、学びの場であるだけでなく、安心・安全な居場所・セーフティネットとなるなど、福祉面でも極めて重要な存在となっています。コロナ禍における臨時休業は、そのような学校の重要性が再認識されました。

一方で、学校の負担は年々増大し、児童生徒の多様化や生徒指導上の課題の深刻化などが生じています。地域等による学校支援を充実させるとともに、教員のマンパワーに頼るのではなく、地域の子供・若者が集うプラットフォーム（場）としての学校の特性を生かしつつ、子供・若者育成支援を推進していくことが求められています。

(図表9) 「学校に行きたくない」と思った頻度



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

(3) 地域について

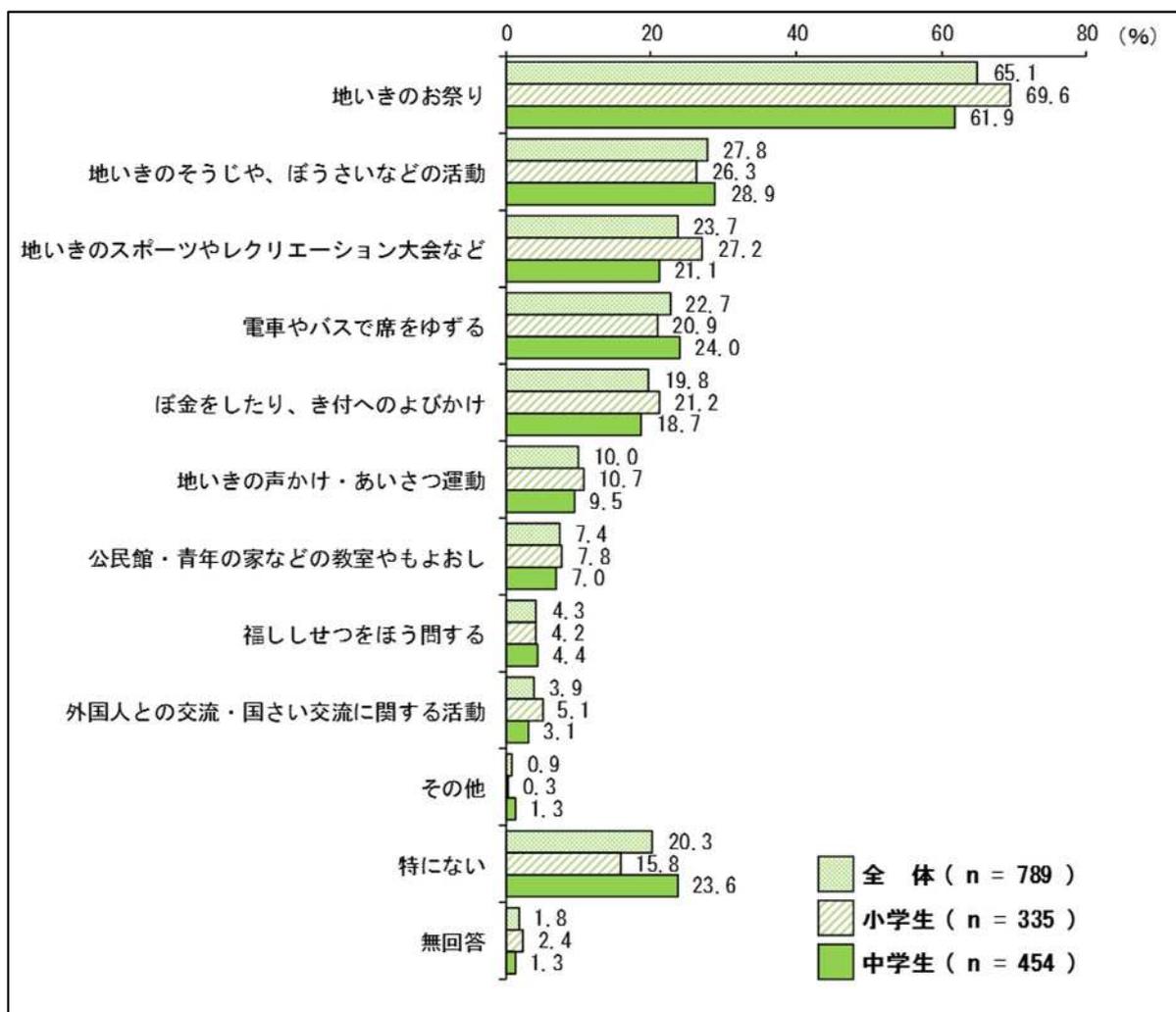
令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、「地域活動等への参加、行動」について各年齢の回答を比較すると、満10歳から満14歳までの年齢では一定程度の参加が見られるものの、満15歳から満30歳までの年齢で参加率が大きく下がり、満31歳から満39歳までの年齢で若干回復する結果となりました。

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験、居場所の提供等を通じて、子供・若者の健やかな成長に重要な役割を有しており、家庭や学校が様々な課題を抱える中、「地域の子供・若者は地域で育てる」との観点から、地域社会に

に対する期待は大きいものがあります。

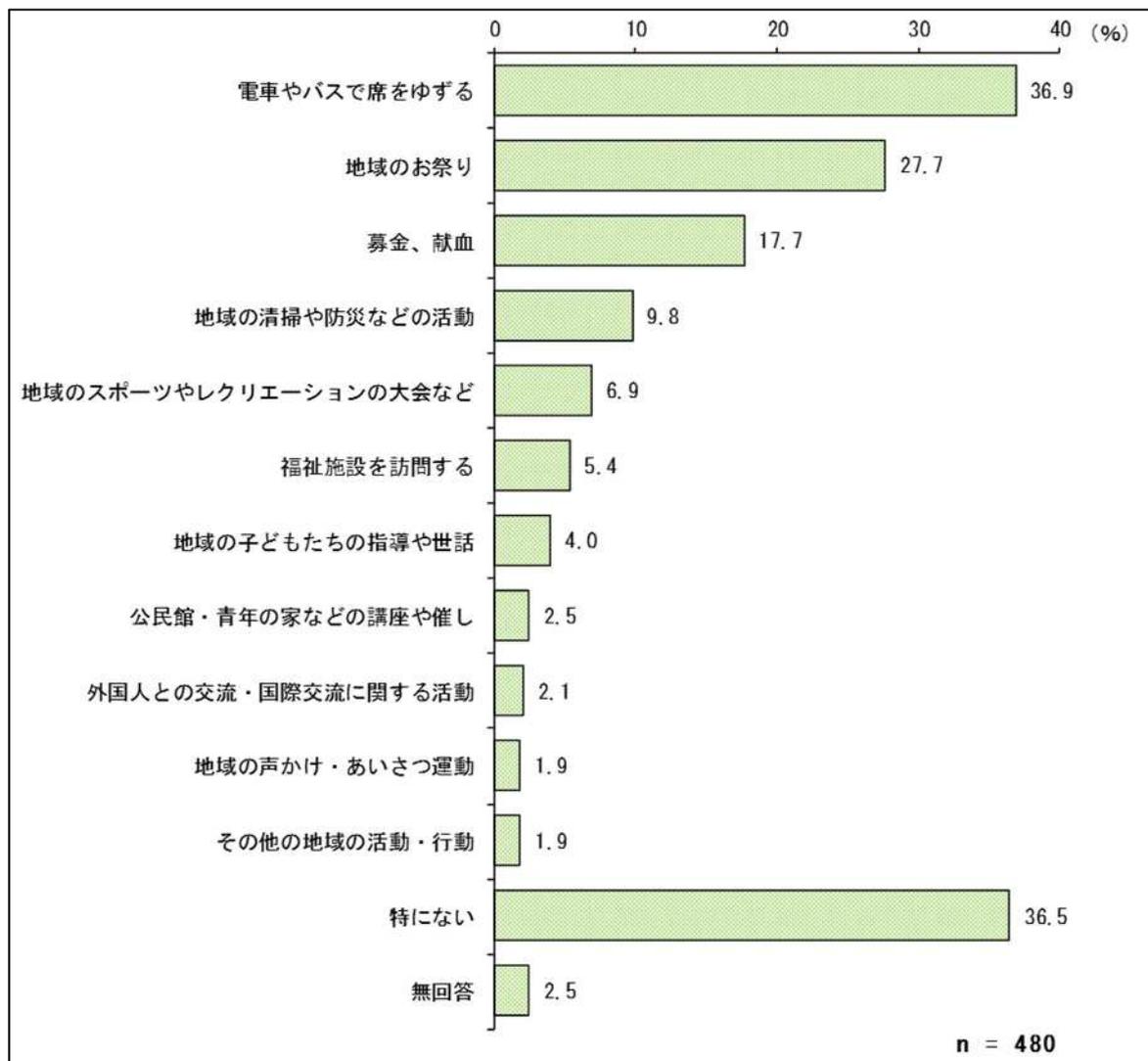
しかしながら、地域社会もまた、つながりの希薄化や地域活動の担い手の高齢化・固定化などの課題を抱えており、家庭や学校を一方向的に支え続けることは困難となっていることから、地域社会と家庭、学校等が互いを理解し、支え合う、持続可能な連携・協働関係（パートナーシップ）の確立等が求められています。

（図表 10）地域活動等への参加、行動（満 10 歳から満 14 歳）



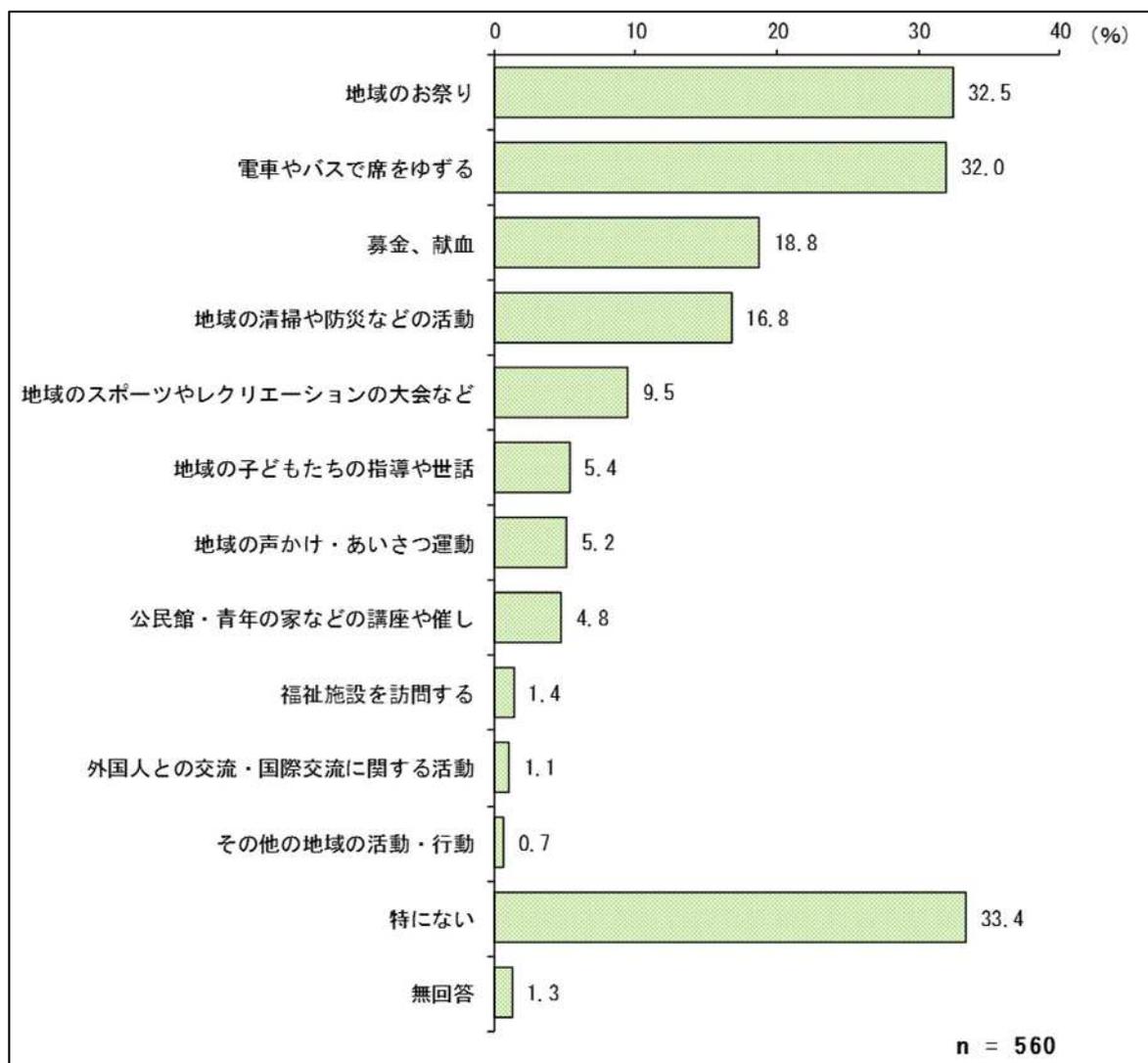
出典：令和 3 年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

(図表 1 1) 地域活動等への参加、行動 (満 15 歳から満 30 歳)



出典：令和 3 年度埼玉青少年の意識と行動調査 (埼玉県)

(図表 1 2) 地域活動等への参加、行動 (満 3 1 歳から満 3 9 歳)



出典：令和 3 年度埼玉青少年の意識と行動調査 (埼玉県)

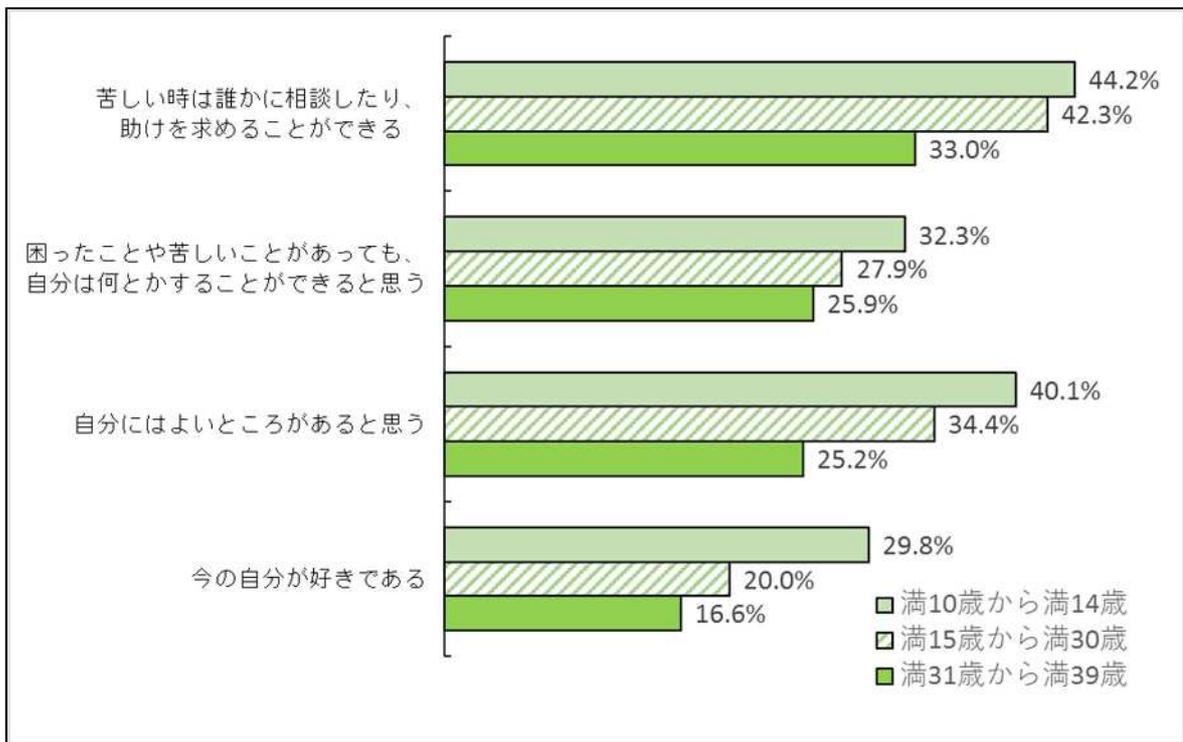
(4) 自己肯定感について

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、自己肯定感に特に関連があると思われる「今の自分が好きである」などの項目について、各年齢の回答を比較すると、年齢が上がるとともに「そう思う」と回答した割合が低下する結果となりました。

また、自然体験や社会体験などの様々な経験が豊富であることと自己肯定感の高さについては、相関関係が見られ、これは、不登校やいじめ、ひきこもりなどの経験の有無にかかわらず、同様の傾向が見られました。

子供の頃の様々な体験活動は、自尊感情、コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など、子供が社会を生き抜く力を得るための糧となるものであり、人生を豊かにする基盤となります。貧困の連鎖を断ち切る一助となり得るものであり、家庭の経済力や保護者自身の経験の多寡等により、子供の体験活動の機会に格差が生じないような配慮が必要です。

(図表13) 自己肯定感



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

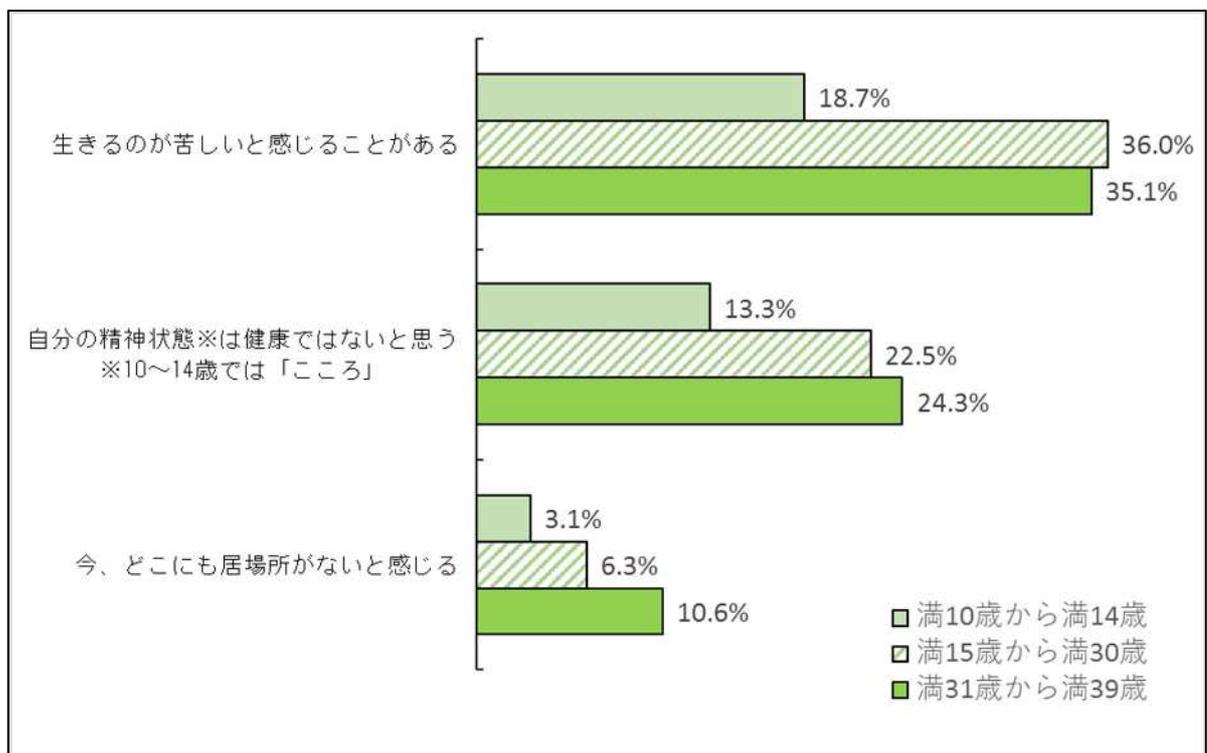
(5) 生きづらさについて

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、生きづらさに特に関連があると思われる「今、どこにも居場所がないと感じる」などの項目について、各年齢間を比較したところ、年齢が上がるとともに、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答する割合が高くなる傾向がありました。

また、令和3年版「子供・若者白書」では、「家庭」「学校」「自分の部屋」「インターネット空間」「地域」「職場」といった、子供・若者が居心地が良いと感じる居場所が多いほど、「自己肯定感」や「充実感」、「将来への希望」などいずれの項目でも前向きな気持ちが高まるというデータが示されています。

家庭、学校、地域等が、子供・若者の成長の場として、また、安心・安全な居場所としてより良い環境となるよう、社会全体、地域全体で子供・若者を育てる機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進することが求められています。

(図表14) 生きづらさ



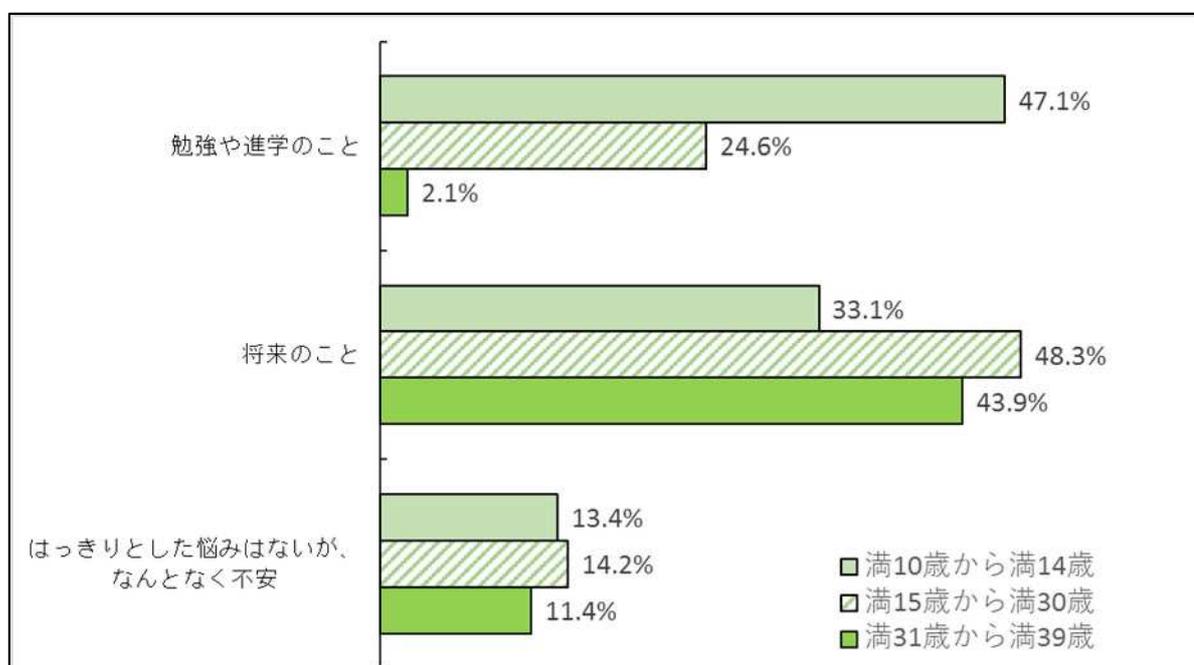
出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

(6) 困っていることや悩んでいることについて

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、現在困っていることや悩んでいることについては、「満10歳から満14歳」では「勉強や進学のこと」が47.1%で最も高くなっています。「将来のこと」はいずれの年齢においても高い結果となり、「はっきりとした悩みはないが、なんとなく不安」はいずれの年齢においても10%程度となっています。

子供・若者やその家族の相談体制の充実を図るほか、子供・若者が主体的に他者に相談し支援を求めることができる力を育むとともに、自らに保障されている人権や権利について適切に理解できるようにすることが求められています。

(図表15) 困っていることや悩んでいること



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

(7) インターネットの利用について

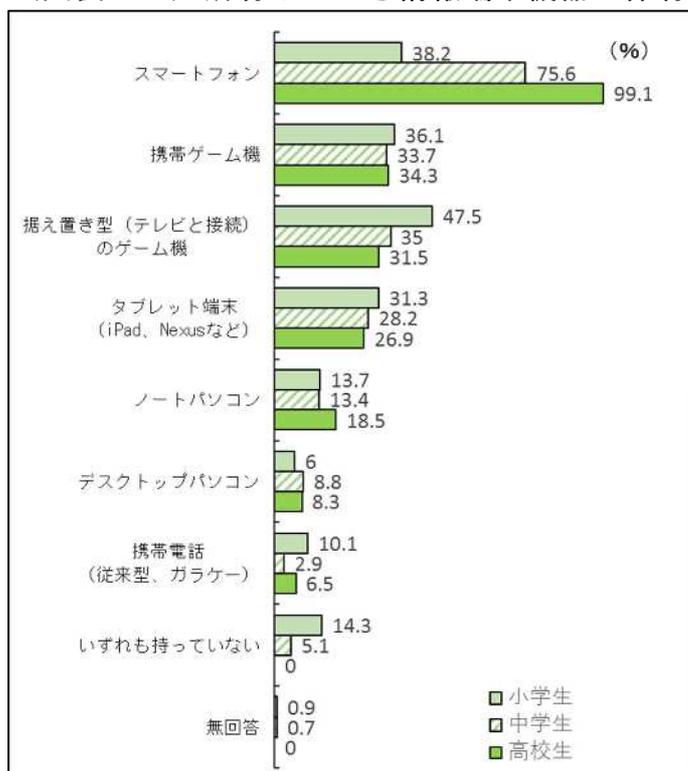
令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、スマートフォンの保有率は、小学生では38.2%、中学生では75.6%、高校生では99.1%と、年齢が上がるにつれて上昇しています。

インターネットを利用する目的については、「友達とLINEなどSNSでメッセージをやりとりする」「動画や画像を見たり、ダウンロードする」「オンラインゲームをする」などが多いものの、「学習のための情報収集をする」「塾や学校などがやっているオンライン学習をする」といった利用もありました。

スマートフォンなどのインターネット接続機器の普及に伴い、子供・若者の利用時間は増加し、低年齢化も進むほか、違法・有害情報や虚偽情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット利用の弊害も深刻になっています。

子供・若者にとって、オンラインによる学習やテレワーク¹⁷などでインターネットの利用は不可欠となっており、インターネット社会を生きていくために必要なネットリテラシー¹⁸を身に付けていく必要があります。

(図表16) 所有している情報端末機器の保有率

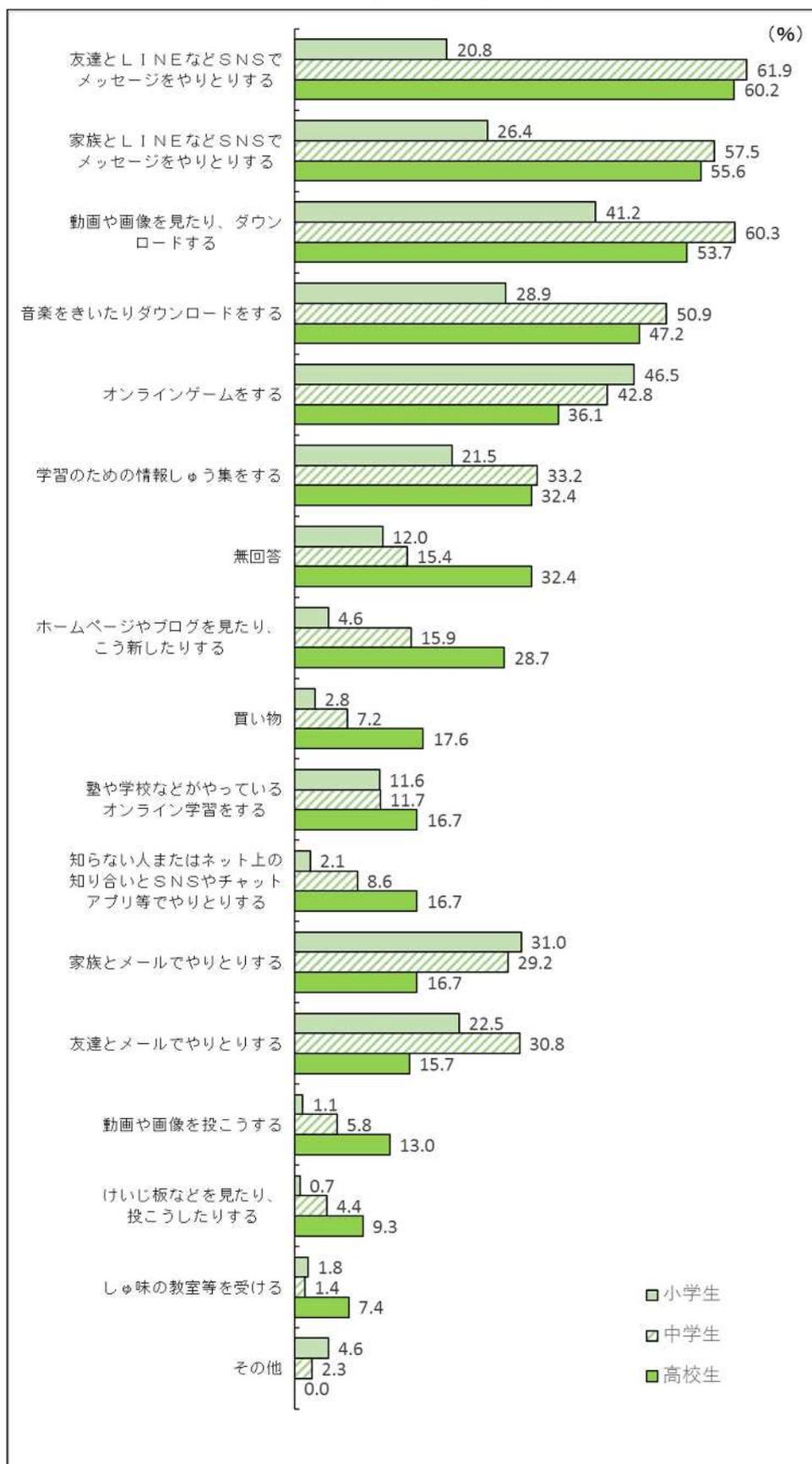


出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

¹⁷ Tele（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

¹⁸ インターネット上の情報を十分に使いこなせる能力。インターネット上の情報の正確性を読み取り、情報の取捨選択や適切な判断等ができること。

(図表 17) インターネットを利用する目的



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

3 子供・若者をめぐる課題

(1) 非行

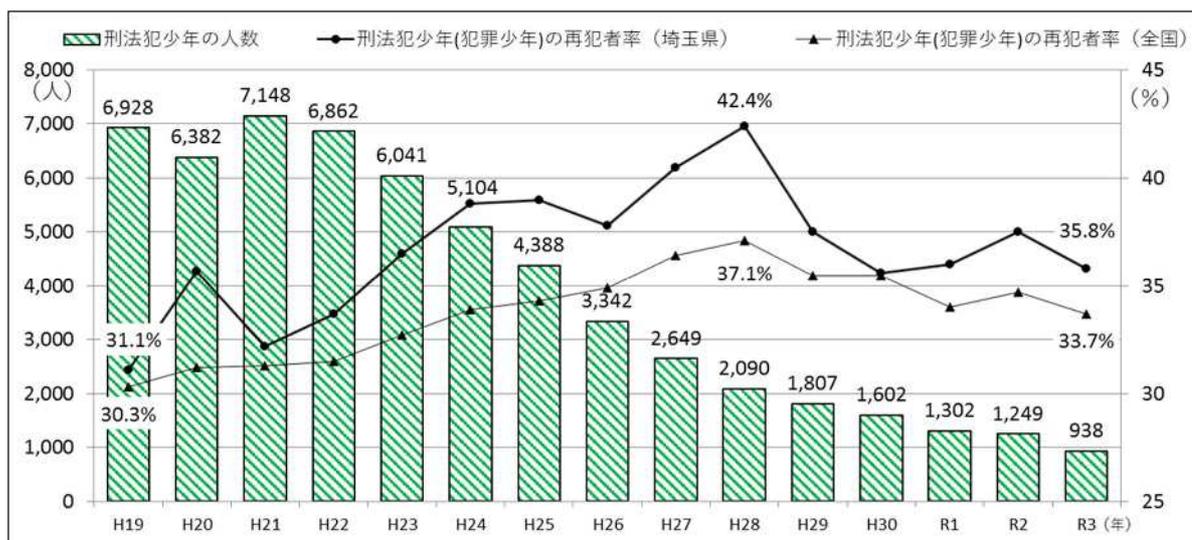
本県の刑法犯少年の数は減少傾向で推移し、令和3年（2021年）は938人と前年に比べて311人減少しています。刑法犯少年の検挙人員は、少年の人口比においても減少していますが、成人の人口比と比較すると、高い状態にあります。

また、刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は、令和3年（2021年）は35.8%で、全国平均の33.7%を上回っています。

不良行為少年も全体として減少傾向にあります。行為別でみると深夜はいかいと喫煙は減少傾向ですが、怠学等はほぼ横這い状態です。

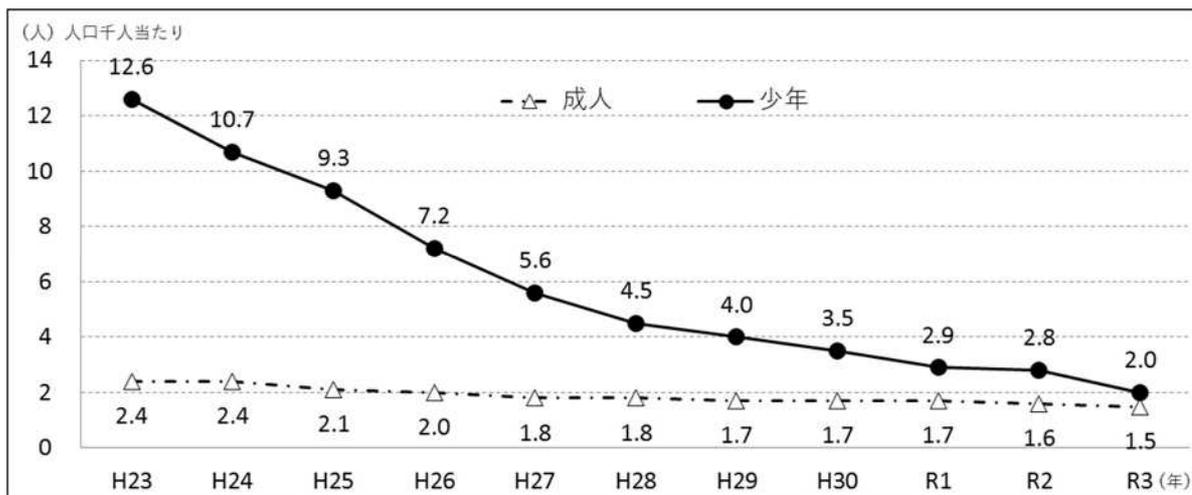
非行は、家庭、学校、地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合っていて発生しています。非行問題を抱える少年や保護者が相談できる体制を充実するとともに、家庭、学校、地域等が緊密に連携して非行防止や非行少年の立ち直りを支援していく必要があります。

(図表18) 刑法犯少年の推移、再犯者率の推移（埼玉県）



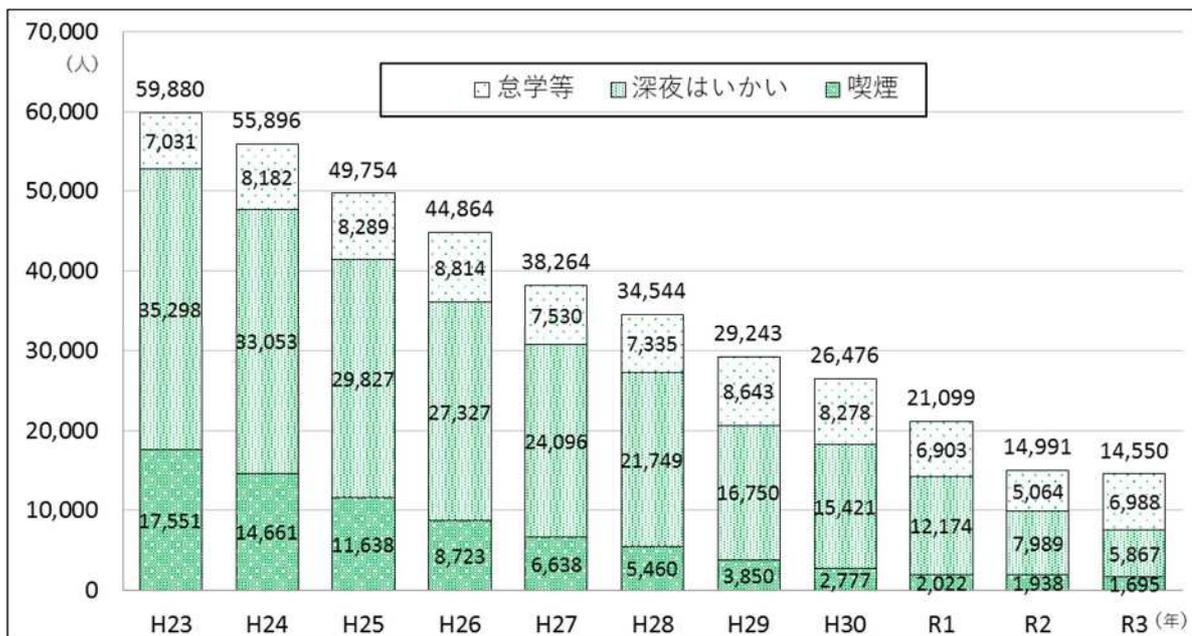
出典：少年非行白書（埼玉県警察本部）

(図表 19) 刑法犯少年の人口比の推移 (埼玉県)



出典：少年非行白書 (埼玉県警察本部)

(図表 20) 不良行為少年の推移 (埼玉県)



出典：少年非行白書 (埼玉県警察本部)

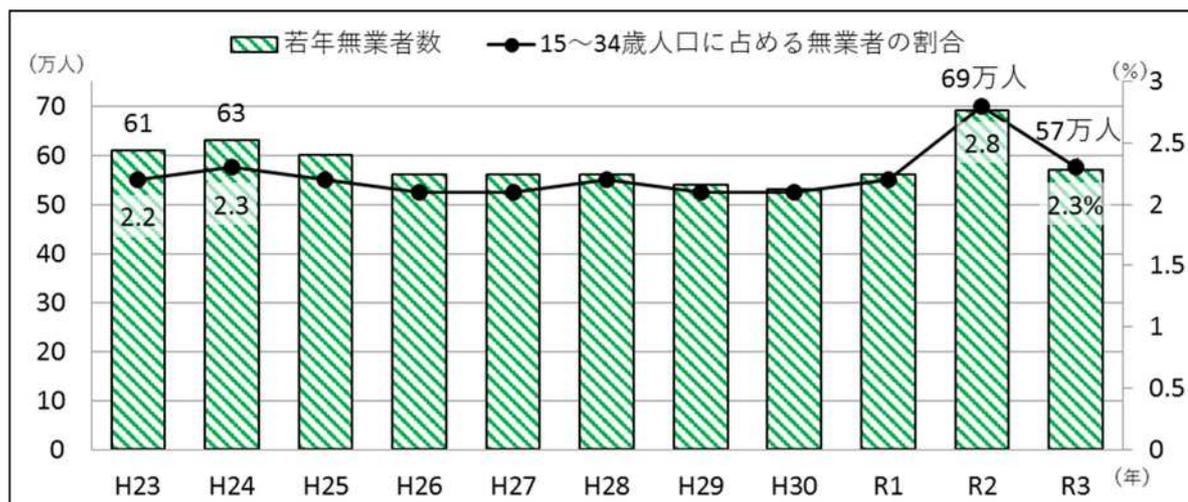
(2) 若年無業者 (ニート)、ひきこもり

総務省の労働力調査によると、全国の15歳から34歳までの人口に占める無業者の割合は、2%台で推移しており、令和3年(2021年)の若年無業者(ニート)は全国で約57万人となっています。

また、内閣府の平成27年度若者の生活に関する調査によると、ひきこもりの若者(15歳から39歳)は、全国で54万1,000人と推計されています。

ひきこもりの期間が長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めている傾向にあり、個々の状況に応じた支援をきめ細かく行うことが必要です。

(図表21) 若年無業者及び15歳～34歳人口に占める無業者の割合の推移(全国)



出典：労働力調査（総務省）

(図表22) ひきこもり群の定義と推計数（全国）

	有効回収率に占める割合	全国の推計数	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	12.1万人	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16%	5.5万人	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときにだけ外出する	1.06%	36.5万人	準ひきこもり
計	1.57%	54.1万人	広義のひきこもり

(注) 1 ア) 現在の状態となって6か月以上の者のみ

イ) 「現在の状態のきっかけで」「病気(病名)」に統合失調症又は身体的な病気を記入した者、「妊娠した」を選択した者又は

「その他()」に自宅で働いている旨や出産・育児をしている旨を記入した者を除く。

ウ) 「現在働いていますか」で、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者を除く。

2 総務省「人口推計」(2015年)によると15～39歳人口は3,445万人のため、広義のひきこもりの推計数は上記のとおりとなる。

出典：平成27年度若者の生活に関する調査（内閣府）

(3) 障害のある子供・若者への支援

本県の18歳未満の障害者手帳所持者の数は、令和3年度末（2021年度末）現在で、20,857人となっています。

誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会¹⁹の実現に向けて、障害のある子供・若者がその能力や可能性を最大限伸ばし、地域の一員として、一人一人の状況に合わせて教育、就労及び社会参加が図られるよう、環境を整えていくことが求められています。

特に、発達障害²⁰は一見ただけでは分かりにくく周囲の理解が得られないため、適切な関わりが遅くなることがあります。このため、支援や配慮が受けられるよう、発達障害について正しく理解し、適切に支援できる人材を育成するとともに、家族への支援、診療・療育体制の充実、就労の支援などを進めていくことが必要です。

(図表23) 18歳未満の障害者手帳所持者数（埼玉県）

	令和3年度末
身体障害者手帳所持者数	3,998人
療育手帳所持者数	14,914人
精神障害者保健福祉手帳所持者数※	1,945人

※参考

15歳未満の発達障害児の人数

約60,000人（国の調査をもとに推計）

出典：埼玉県福祉部調べ

(4) いじめ

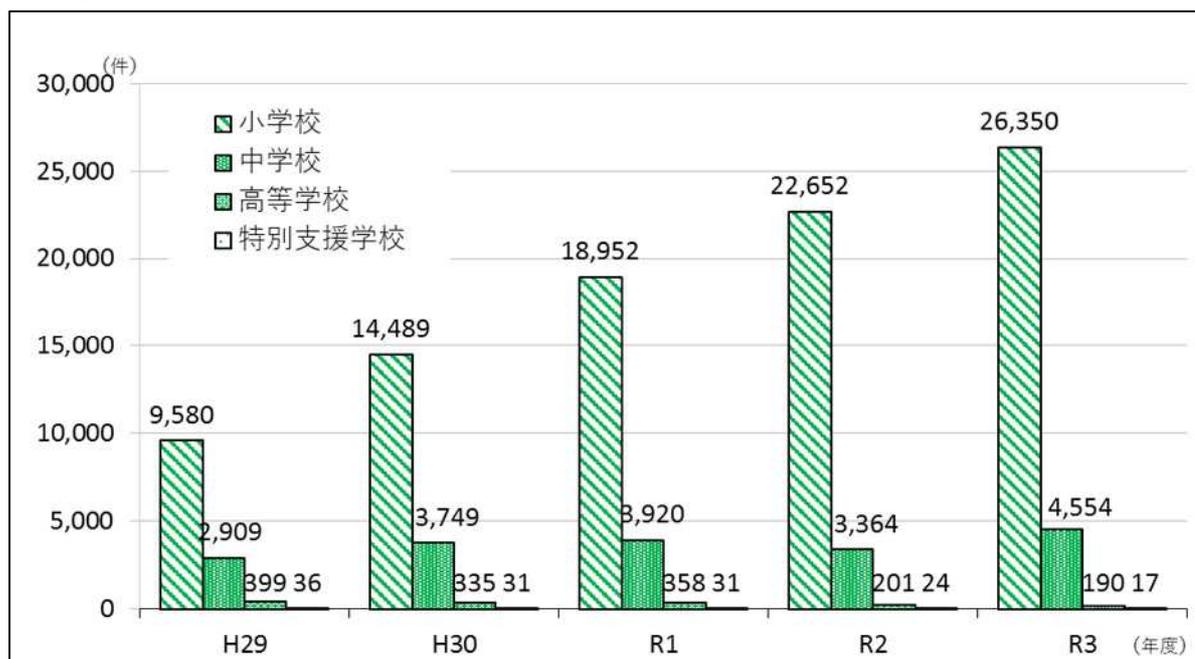
本県の国公立小学校、中学校、高校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和3年度（2021年度）は31,111件となり増加傾向にあります。

全ての子供がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ問題への子供の理解を深めることが大切です。また、いじめを受けた子供の命と心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係者が連携していく必要があります。

¹⁹ 障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。

²⁰ 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

(図表 2 4) いじめの認知件数 (埼玉県)



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

(5) 不登校、高校中退

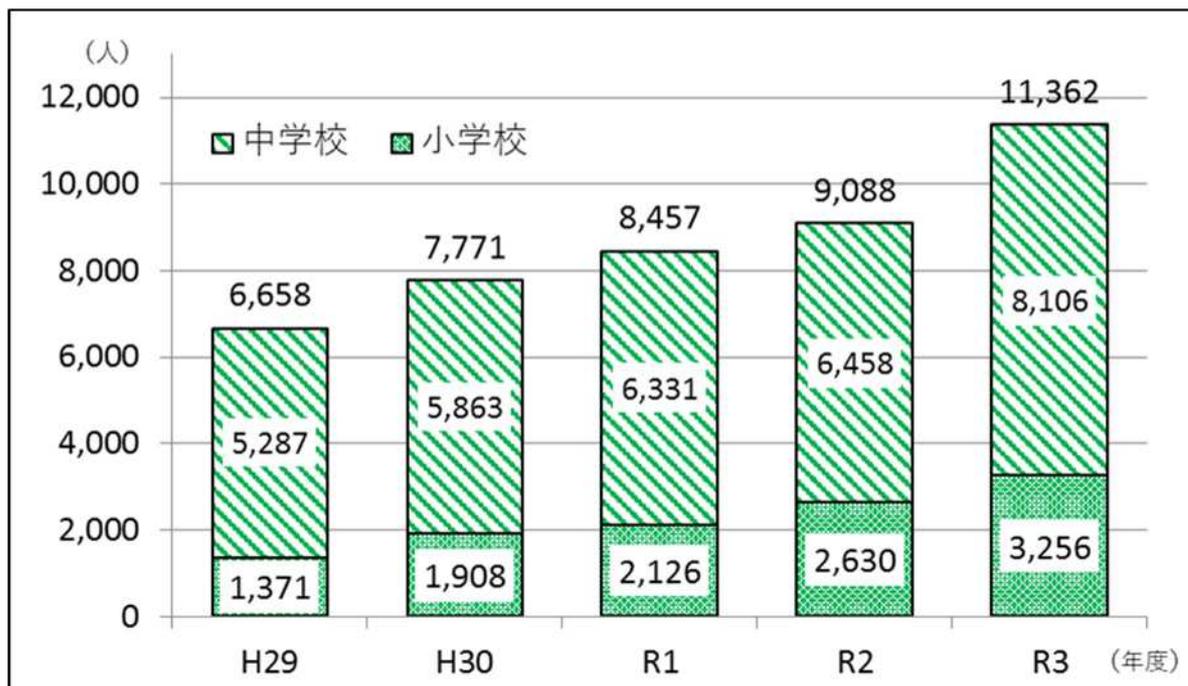
本県の国公立小・中学校における令和3年度（2021年度）の不登校児童生徒数は、11,362人と前年度から2,274人増加しています。

不登校には様々な背景や理由があります。不登校については、未然防止や早期発見・早期対応に向けた学校と家庭、地域、関係機関の連携した対応に加え、子供の悩みや不安を受け止めて相談に当たる相談体制の整備が重要であるとともに、学校に登校することのみを目標とせず、多様な教育機会を確保することが大切です。

また、本県の国公立高校の中途退学者数は、減少傾向にあるものの、令和3年度（2021年度）は1,514人と前年度から257人増加しています。

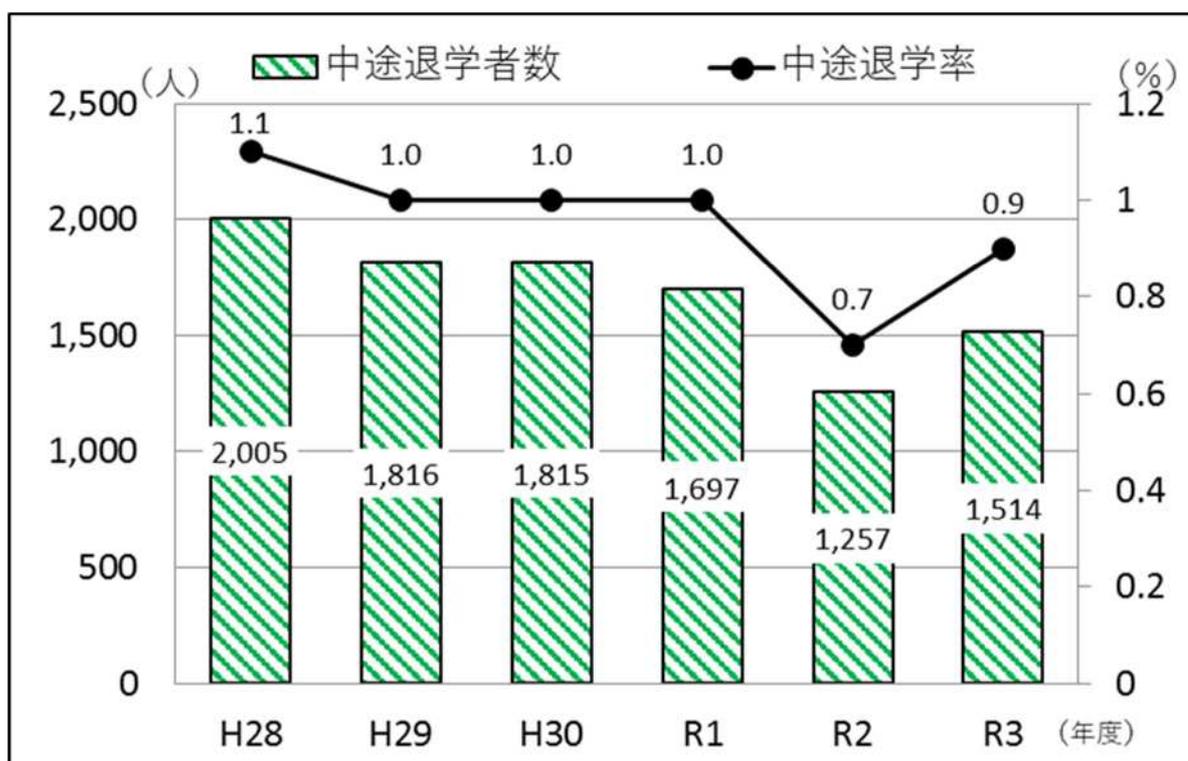
高校の中途退学は、理由として、「学校生活・学業不適合」を挙げる割合が高くなっており、生徒が自分自身をしっかりと見つめ直すとともに、高校生活に意義を感じることができるような対策や本人の適性にあった進路選択に向けた支援が重要です。

(図表 2 5) 不登校児童生徒数 (埼玉県)



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

(図表 2 6) 中途退学者及び中途退学率 (埼玉県)



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

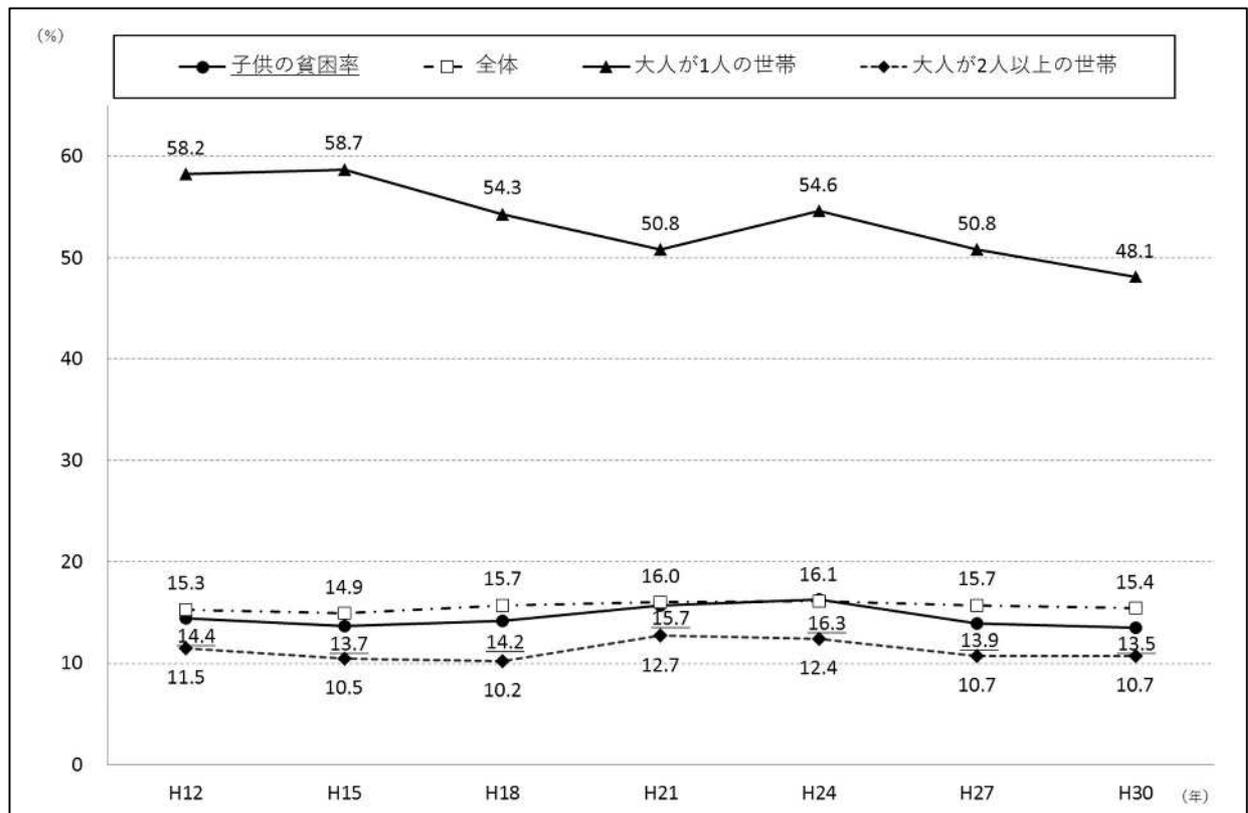
(6) 貧困

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、子供の貧困率は、平成30年（2018年）で、13.5%となっており、7人に1人の子供が貧困状態にあります。また、子供がいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の貧困率は48.1%となっており、全ての当該世帯のうち約半数が貧困状態にあります。

本県において、経済的な理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小・中学生は、令和3年度（2021年度）は67,805人となり、就学援助率は12.60%となっています。

子供・若者の将来が、家庭の経済状況等、生まれ育った環境に左右されることがないように、教育、生活、就労及び経済的支援を行い、貧困対策を進めることが重要です。

(図表27) 貧困率（相対的貧困率²¹）の年次推移（全国）



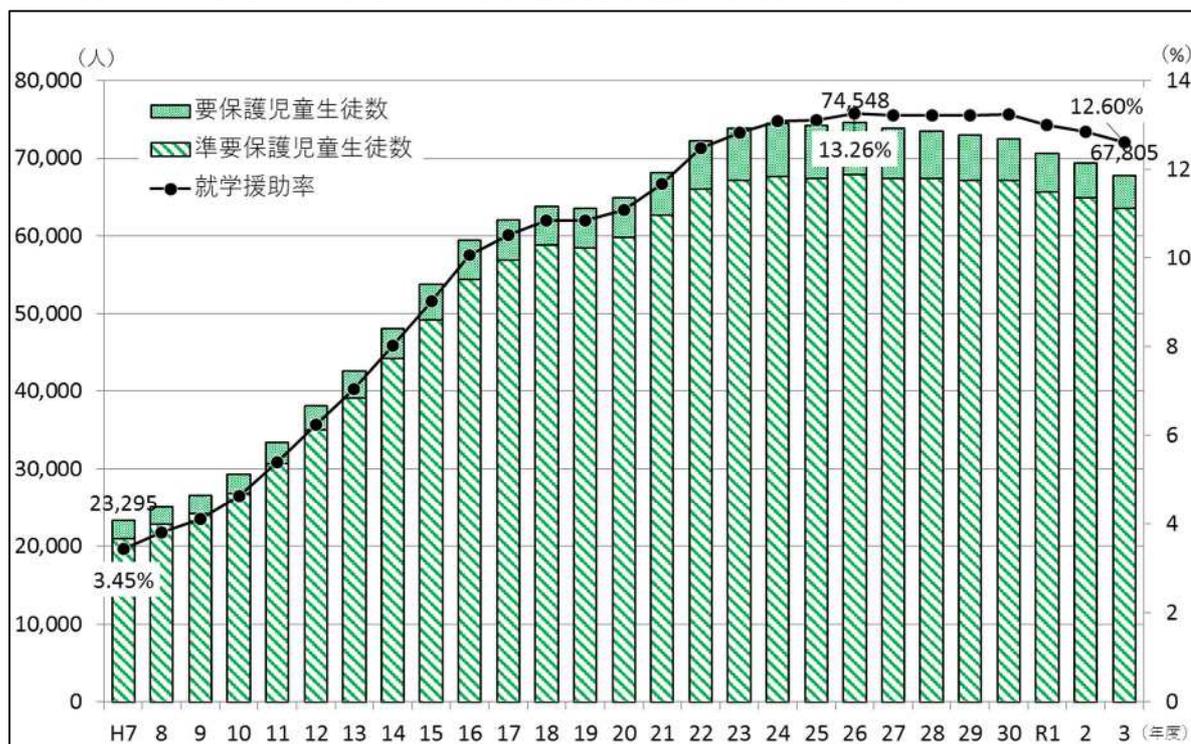
※子供：17歳以下の者

※大人が1人の世帯、大人が2人以上の世帯：子供がいる現役世帯のうち大人が1人又は2人以上の世帯
 ※貧困率は、2018年（平成30年）から新たな所得定義で算出されているが、本グラフでは経年比較のため従来の定義で算出された数値を使用している。

出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

²¹ 貧困線に満たない世帯員の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

(図表 28) 小学生・中学生に対する就学支援の状況 (埼玉県)



出典：要保護及び準要保護児童生徒数 (文部科学省)

(7) 児童虐待

県内の児童相談所で受け付けた、令和3年度(2021年度)の児童虐待相談対応件数は17,606件で、前年度から704件の増加となりました。

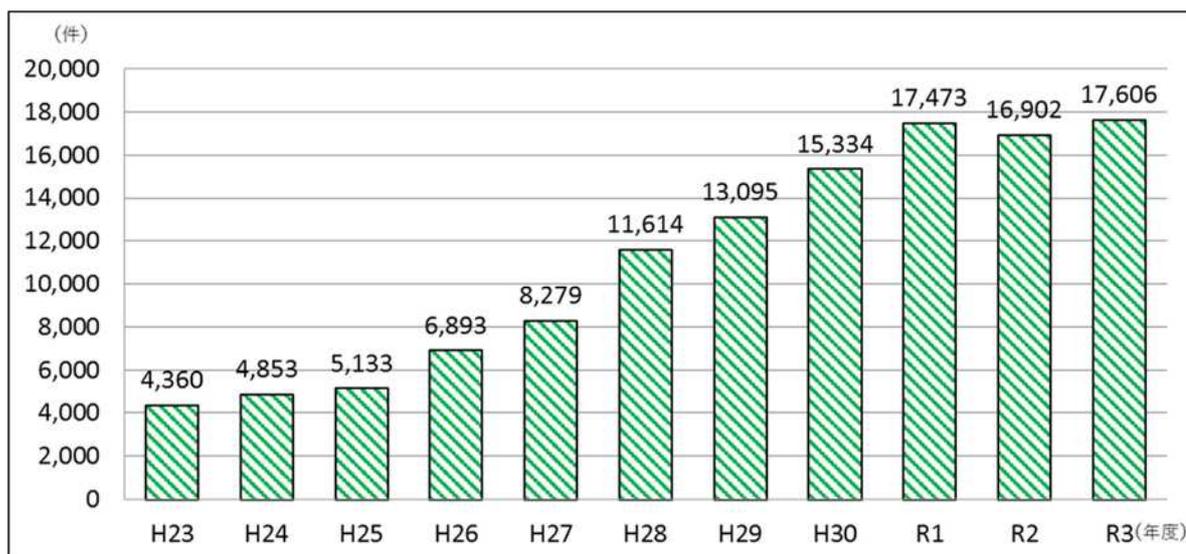
児童虐待は、子供の心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、その防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。虐待相談への的確・迅速な対応、虐待を受けた子供へのケアや再発防止のための家族全体への支援などに加え、虐待を未然防止するため地域全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。また、虐待を受けた子供等が、里親²²家庭やファミリーホーム²³等の家庭における養育環境と同様の養育環境や、それが適当ではない場合にもできる限り良好な家庭的環境²⁴で養育されるよう、社会的養護を推進することが必要です。

²² 都道府県知事等の登録を受け、保護者の病気や離婚、児童虐待等様々な事情によって、家庭で養育できない子供たちを、自らの家庭で養育する者。

²³ 養育者(児童の養育に相当の知識と経験を有する一定の要件を満たした里親もしくは児童福祉施設等の養育従事経験者)の住居において、家庭的な養育環境のもとで、最大6人の児童を養育し、児童の自立を支援する事業。

²⁴ 民間住宅などを活用して本体施設の支援の下で家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設(グループホーム)や1グループ6~8人(乳児院は4~6人)で家庭的養護を行う小規模グループケア(分園型)。

(図表 29) 児童相談所における虐待相談対応件数 (埼玉県)



出典：児童虐待に関する相談対応状況 (埼玉県福祉部)

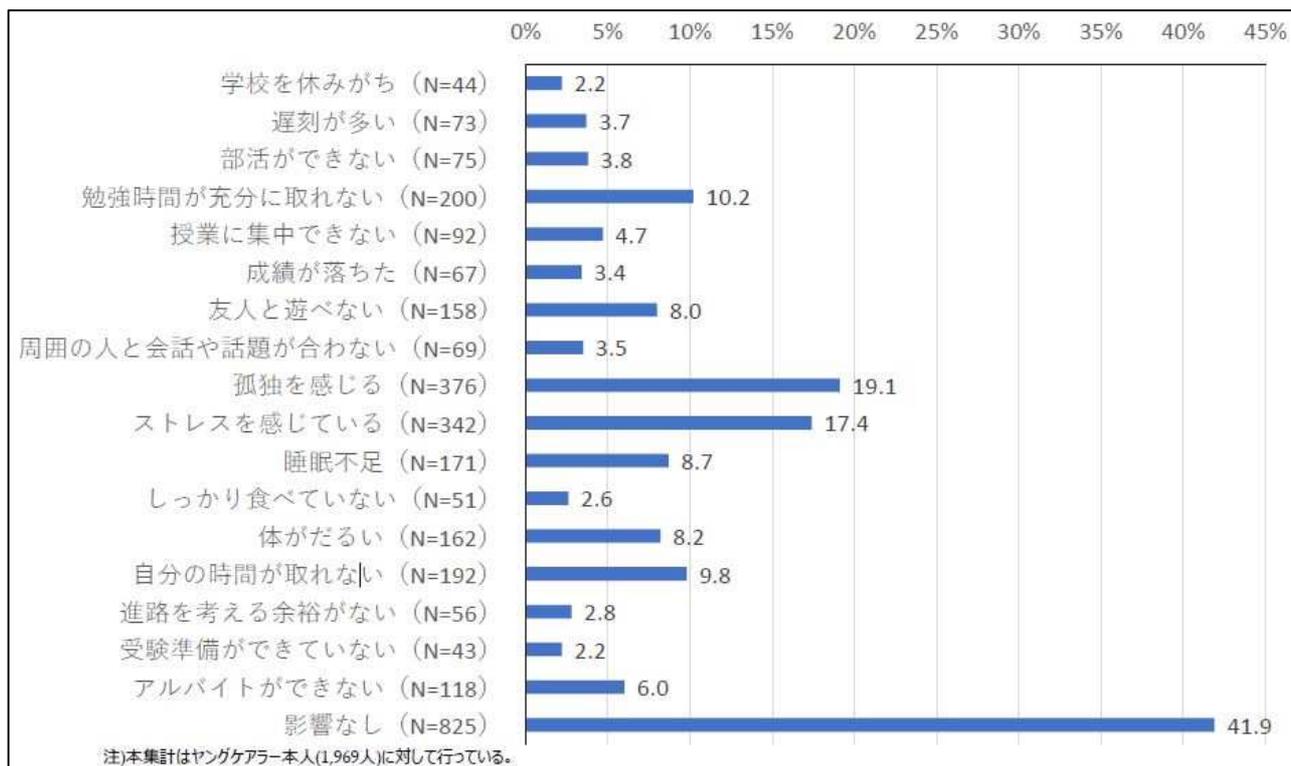
(8) ヤングケアラー

高齢、身体上若しくは精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をケアラーと呼び、そのうち18歳未満の者を特にヤングケアラーと呼びます。県のヤングケアラー実態調査(令和2年度)によると、高校2年生のうち約4.1%が、「自身がヤングケアラーである」又は「過去そうであったと思う」と回答しています。

ヤングケアラーの中には、自分の自由な時間がない、勉強の時間が確保できないなどの悩みや、孤独感やストレスを抱えていても、家族のことや生活のことを周囲の人には話しづらく感じている人もいます。

ヤングケアラー本人を信頼して見守ってくれる大人を増やすこと、困ったときに相談できる場の整備や関係する支援機関の人材育成が求められています。

(図表 30) ヤングケアラーの学校生活への影響 (埼玉県)



出典：埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査 (埼玉県福祉部)

(9) 若者の自殺

埼玉県の統計によると、19歳以下の自殺者数では、わずかに増加傾向が見られていたところ、令和2年(2020年)は各年代で急増し、コロナ禍の影響も懸念されています。

また、厚生労働省の人口動態統計によると、本県の30歳代以下の各年代の死因の第1位は自殺となり、若い世代の自殺は深刻な状況です。

思春期・青年期は、様々な悩みも生じ、心も不安定になりがちです。心の健康や自殺の問題に関心を持ち、正しい知識を身に付けるための啓発活動や、児童生徒への教育の推進、相談体制の充実などの取組を実施していくことが必要です。

(図表 3 1) 自殺者数の推移 (埼玉県)



出典：本県における自殺者数の状況 (埼玉県保健医療部)

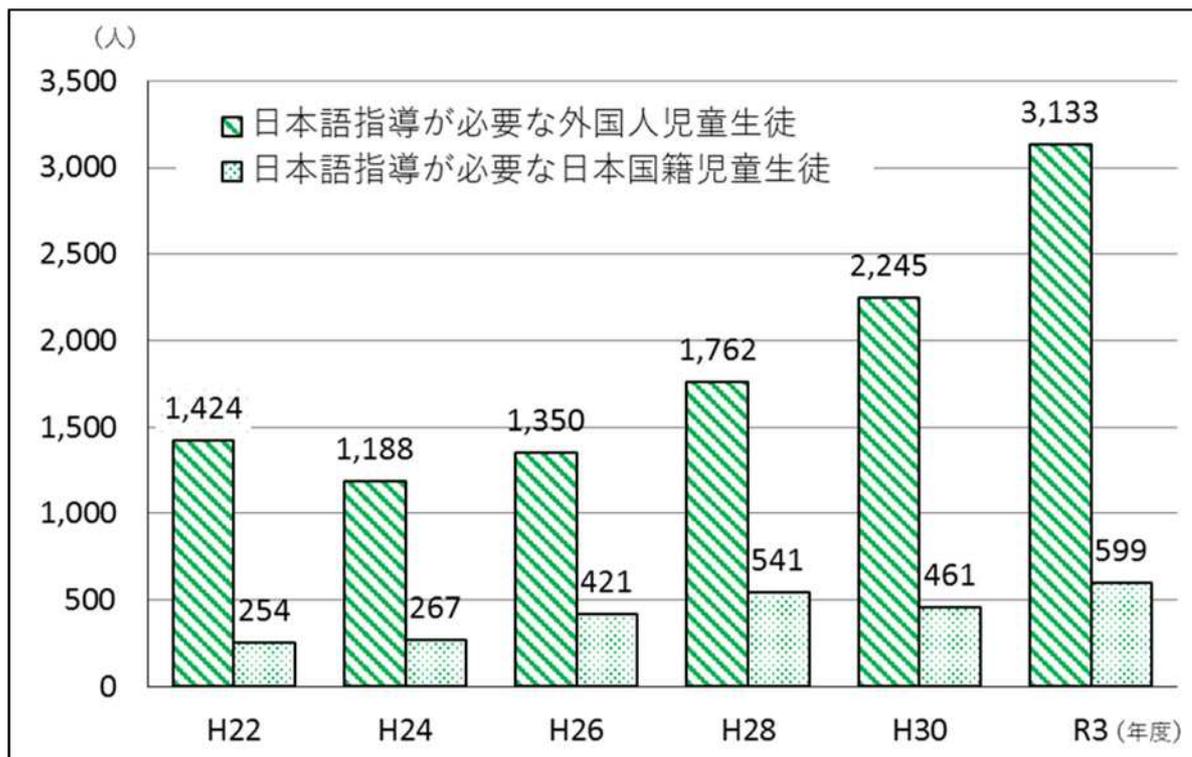
(10) 在留外国人等の子供・若者への支援

在留外国人や海外在留邦人などの増加に伴い、支援が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒などが増加しています。

文部科学省の日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (令和3年度) によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒は3,133人で、前回調査に比べて888人増加しています。また、帰国児童生徒や国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合など、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増える傾向にあります。

在留外国人等の子供・若者に対しては、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を図るとともに、多様な背景をもつ子供・若者の相互理解を図ることが必要です。

(図表 3 2) 日本語指導が必要な児童生徒数 (埼玉県)



出典：日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (文部科学省)

(11) 犯罪被害、交通事故

子供・若者が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しています。少年の福祉と保護を目的とした各種特別法や、条例等に違反する犯罪による令和3年(2021年)の検挙件数は、518件となっています。

一方、子供(中学生以下)の交通事故死傷者数は減少傾向にありますが、依然として交通事故は毎年多数発生しています。交通事故の死傷者の内訳では、小学校4～6年生では約48%、中学生では約64%が自転車乗用中となっています。

子供・若者が犯罪や事故に巻き込まれることがないように、危険から自分自身や周囲の人の身を守る力を育成するほか、意識啓発や、犯罪・事故に遭いにくいまちづくりに地域全体で取り組む必要があります。

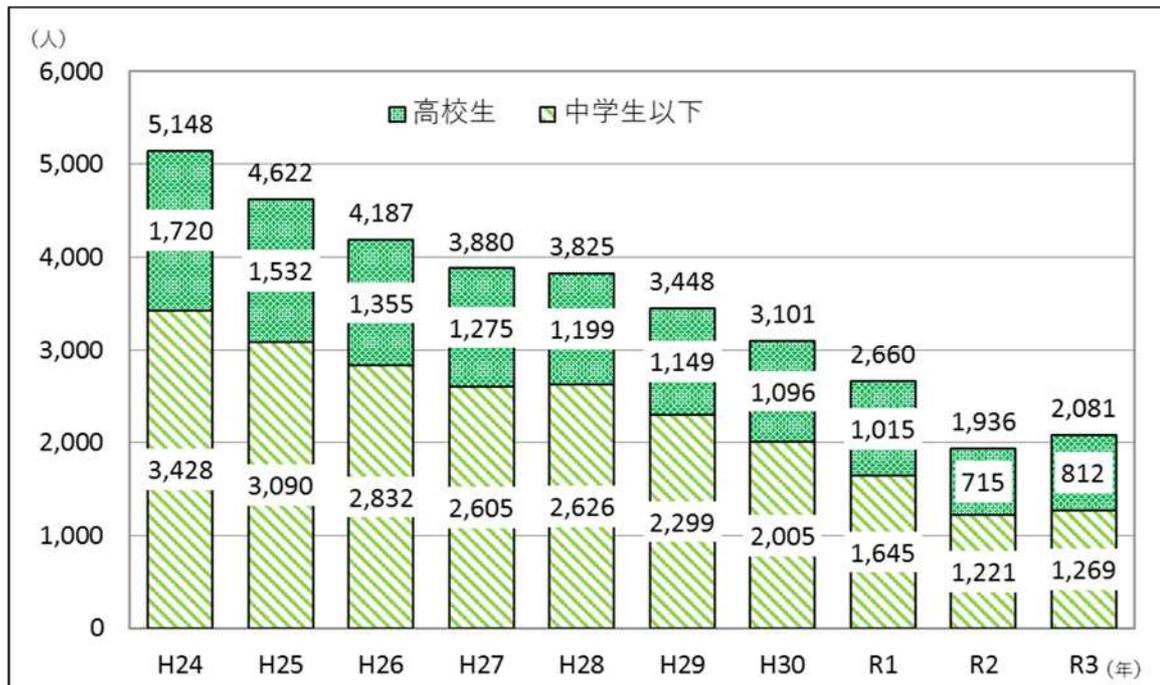
(図表 3 3) 福祉犯罪の法令別検挙状況 (埼玉県)

単位：件

	H29	H30	R1	R2	R3
青少年健全育成条例	165	158	205	277	222
児童買春・児童ポルノ禁止法	130	154	230	199	248
未成年者喫煙禁止法	31	11	19	29	21
児童福祉法	10	18	8	12	3
未成年者飲酒禁止法	6	6	8	8	8
風営適正化法	8	9	4	8	5
その他	13	13	3	5	11
合計	363	369	477	538	518

出典：埼玉県警察本部調べ

(図表 3 4) 交通事故死傷者数の推移 (埼玉県)



出典：交通安全のために (埼玉県警察本部)